

第 3 章 災害応急対策計画

市内に災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、災害応急対策を迅速かつ協力を推進するため、それぞれの関係機関はその組織及び機能の総力をあげて、災害応急活動に協力するものとする。

第 1 節 応急活動体制

第 1 動員配備体制〔市民部、各部〕

1 体制の種別及び配備区分

災害対策の活動に当たっての取るべき体制の種別及び配備区分は、次のとおりとする。

(1) 事前調整会議

ア 台風等、災害が予測され風雨等が強まりつつある状況の中で、副市長が担当部課職員（市民部長・次長、建設部長・次長、防災防犯課長、広報広聴課長、職員課長）を招集し、事前対策等を指示する。

イ 副市長は、防災防犯課長に対し、防災担当職員の待機体制を命ずる。

ウ 副市長は、状況により統括責任者等初期活動要員を招集し、対象現場ごとの活動計画を指示する。

エ 副市長は、状況により市長の指示を受け、警戒体制（第一配備・第二配備）に切り換えなければならない。

(2) 警戒体制（本部を設置しないで通常の組織をもって警戒にあたる態勢）

ア 第 1 配備

災害の要因が発生した場合において、各部長は、各部計画に基づいて初期活動要員を招集し、主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制

イ 第 2 配備

軽微な被害が発生した場合において、各部長は、各部の計画に基づく増強招集を行い、災害の防止活動をするとともに、災害状況の調査及び非常態勢の実施に備えて活動する体制

(3) 非常体制（本部を設置して災害応急対策活動を推進する体制）

ア 第 1 配備

相当規模の災害の発生が予想される場合において、災害応急対策活動に即応できるよう

に当該部長が必要と認める職員を配備して活動する体制

イ 第2配備

激甚的な災害が発生した場合において、組織及び機能のすべてをあげて活動する体制

2 各部・各班別動員人数

各部・各班別の動員人数については、第2編第3章第1節応急活動体制『各部・各班別動員体制（表）』（P. 120～122）を準用

3 台風及び集中豪雨の初動体制については、第5節水防計画参照

第2 防災関係機関の活動体制

（第2編震災対策計画 第3章 第1節 第4を準用 P. 140）

第3 相互応援協力

（第2編震災対策計画 第3章 第1節 第5を準用 P. 141）

第2節 災害対策本部〔市民部〕

入間市の区域内において災害が発生し、又は災害の発生する恐れがある場合、災害対策基本法第23条の規定に基づき、入間市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、応急対策を実施する。

1 本部の設置及び閉鎖

本部は、災害対策基本法第42条の規定による入間市地域防災計画の定めるところにより、その必要を認めたとときに市長が設置するものとし、災害の拡大する恐れが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧が概ね完了したと認めたとときに閉鎖するものとする。

(1) 本部設置等の手続

本部の設置及び配備体制の施行手続については、次に掲げるところによる。

ア 準備体制及び警戒体制の決定は、防災防犯課長が市民部長の指示を受け、副市長の承認を得て行うものとする。

イ 本部の設置及び非常体制の決定は、市民部長が副市長の指示を受けるとともに、本部員となる部長等の意見を聞いた上、市長の承認を得て行うものとする。ただし、緊急を要し当該部長等の意見を聞くいとまがないときは、これを省略することができる。

ウ 本部の設置場所は、入間市役所本庁舎内とし、正面玄関に「入間市災害対策本部」の標識を掲げるものとする。また、必要に応じ現場本部を各支所及び豊岡地区については、市庁舎内及び黒須出張所に設置することができる。

(2) 本部閉鎖の手続

本部の閉鎖及び配備体制の解除手続については、設置等の手続を準用するものとする。

(3) 本部設置及び閉鎖等の通知

本部の閉鎖及び配備体制の決定又は本部の閉鎖及び配備体制の解除が行われた場合には、市民部（総括班）は、直ちに総務部（庶務班）に対し、この旨を庁内放送させるとともに、関係機関に対し電話その他の方法により通知するものとし、企画部（広報班）は、報道機関に発表するものとする。

(4) 本部会議招集の連絡

本部会議招集の連絡は、市民部（防災防犯課）において電話、庁内放送等により行うものとする。

第3節 自衛隊災害派遣

(第2編震災対策計画 第3章 第2節を準用 P. 143)

第4節 情報の収集・伝達

第1 風水害時に収集・伝達すべき情報〔各部〕

風水害時において、市及び防災関係機関が収集・伝達すべき情報は、主に次のとおりである。

- (1) 雨量等の気象情報及び河川情報、土砂災害警戒情報
- (2) 地域の災害危険状況
- (3) 避難に関する情報
- (4) 市民の避難状況
- (5) 発災状況、被害状況、ライフライン被災状況
- (6) 復旧に関する情報

これらの情報は、風水害時の警戒段階、発災段階、復旧段階の各段階に応じて適宜収集・伝達する必要がある、市対策本部及び消防本部が収集すべき情報は次のとおりである。

第2 土砂災害警戒情報発令時に収集・伝達すべき情報〔各部〕

土砂災害警戒情報が発令された場合、市及び防災関係機関が収集・伝達すべき情報は、主に次のとおりである。

- (1) 土砂災害警戒情報連絡員への情報伝達の実施
- (2) 土砂災害を警戒する地点の情報収集
- (3) 自主防災会長への情報伝達
- (4) 必要に応じた避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令
- (5) 避難所の開設
- (6) 市民の避難状況の把握等

1 警戒段階

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
(1) 警報・注意報、気象情報及び河川情報、土砂災害警戒情報	<p>① 予想される雨量等警戒すべき災害事項</p> <p>② 降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化</p> <p>③ 河川の水位等 河川水位・減量等の時間変化</p> <p>④ 内陸滞水の状況</p> <p>⑤ 土砂災害警戒情報</p>	<p>発表後 即時</p> <p>毎時 (随時)</p> <p>随時</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・熊谷地方気象台 ・気象庁(アメダス、雨量レーダー) ・消防本部の雨量計 ・県河川砂防課、県土整備事務所 ・県河川砂防課、県土整備事務所 ・消防本部の警戒員 ・自主防災組織、住民等 ・河川統括責任者等 ・地区防災員、地区情報員、土砂災害警戒情報連絡員 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話 ・テレビ、ラジオ ・民間気象会社の防災気象情報 ・県防災行政無線 ・市防災行政無線 ・消防無線 ・個別訪問等 ・防災情報提供システム(気象庁)
(2) 地域の災害情報の収集	<p>河川周辺地域及び水害常襲地区における発災危険状況</p> <p>河川の氾濫(溢水、決壊)の予想される時期・箇所、内陸滞水の予想される箇所・時期</p> <p>土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象</p>	異常の覚知後 即時	<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部の警戒員 ・自主防災組織、住民等 ・河川統括責任者 ・地区防災員、地区情報員 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話 ・市防災行政無線 ・消防無線 ・ケーブルテレビ ・エフエム放送
(3) 住民の避難状況	<p>① 警報段階の避難実施状況 (避難実施区域、避難人数、避難所名等)</p> <p>② 自主避難実施状況</p>	避難所収容の後	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所施設管理者 ・避難所対応員 ・消防本部 ・警察 ・地区防災員、地区情報員 ・自主防災組織、住民等 	

2 発災段階

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
(1)発災情報	①河川の氾濫状況(溢水、決壊箇所、時期等)、浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 ②内陸滞水による浸水の状況 ③がけ崩れ等の土砂災害の発生状況(発生箇所、時期、種類、規模等) ④発災による物的・人的被害に関する情報(特に死傷者・負傷者等人的被害及び発災の予想される事態に関する情報)	発災状況の覚知後即時	<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部 ・警察 ・地区防災員、地区情報員 ・自主防災組織、住民等 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話 ・市防災行政無線 ・消防無線 ・ケーブルテレビ ・エフエム放送
	⑤都市施設の被災状況 応急対策の障害となる各道路、橋梁、鉄道、電気、が把握さ水道、ガス、電話通信施設等の被災状況	被災後、被害概況が把握された後	<ul style="list-style-type: none"> ・各道路管理者、ライフライン関係機関 	
(2)避難に関する情報	①避難準備情報の伝達 ②避難勧告の伝達 ③避難指示の伝達	避難が予測される場合または、発災状況に応じて	<ul style="list-style-type: none"> ・県河川砂防課、県土整備事務所 ・消防本部の警戒員 ・自主防災組織、住民等 ・河川統括責任者等 ・地区防災員、地区情報員 ・警察、消防本部 ・各道路管理者、ライフライン関係機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・市防災行政無線 ・消防無線 ・ケーブルテレビ ・エフエム放送 ・広報車 ・個別広報 ・市公式ホームページ
(3)住民の避難状況	①避難実施状況 (避難実施区域、避難人数、避難所名等)	避難所収容の後	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所施設管理者 ・避難所対応員 ・消防本部 ・警察 ・地区防災員、地区情報員 ・自主防災組織、住民等 	<ul style="list-style-type: none"> ・市防災行政無線 ・消防無線 ・ケーブルテレビ ・エフエム放送 ・市公式ホームページ

3 復旧段階

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
(1)全体的な被害状況	地区ごとの物的・人的被害の確定値	豪雨が一応終息した段階	・市(各班)	・電話 ・市防災行政無線 ・ケーブルテレビ ・エフエム放送
(2)住民の避難に関する状況	① 避難所周辺の状況(再避難所等の対策の必要性)、避難住民に必要な措置事項 ② 開設避難所名、収容人数(世帯数)、避難した市民の地区名、開設・収容、閉鎖の日時 ③ 食糧、物資等の調達・支給状況	避難所への収容後事態が収まった段階	・市職員	
(3)都市施設の復旧の見通し	① 電話等の通信機器施設の破損、復旧状況 ② 道路・橋梁の破損・復旧状況 ③ 電気・水道・ガス施設の状況・復旧状況 ④ その他	豪雨の終息とともに即時着手	・各道路管理者 ・ライフライン関係機関	
(4)その他の状況	① 応急復旧工事等の実施・進捗状況 ② 消毒、大型ごみの回収の必要性 ③ その他	豪雨の終息とともに即時着手	・市(各班) ・各防災関係機関	

第2 注意報及び警報伝達計画〔企画部、市民部、消防本部〕

注意報・警報等を迅速かつ正確に伝達するため、その種類及び発表基準、伝達組織並びに伝達方法を定める。

1 注意報・警報等の種類及び発表基準等

熊谷地方気象台が発表する気象業務法に基づく注意報・警報等の対象地域、種類及び発表基準は次のとおりである。なお、当市は埼玉県南西部に分類される。

この基準は熊谷地方気象台が気象災害時の避難勧告等により有効に活用できるよう改善された。

埼 玉 県 南 部		
南 西 部		
警 報 の 基 準 値	暴 風	平均風速 20m/s 以上
	暴風雪	平均風速 20m/s 以上で雪を伴う
	大 雨	区域内の市町村で一定基準に到達することが予想される場合 雨量が入間市で3時間に120mm± <small>土壌雨量指数基準150</small> 雨量が日高市で1時間に60mm± <small>土壌雨量指数基準144</small> " 飯能市で1時間に70mm± <small>土壌雨量指数基準135</small> " 毛呂山町1時間に50mm± <small>土壌雨量指数基準132</small> " 坂戸市で3時間に100mm± <small>土壌雨量指数基準132</small> " 越生町で1時間60mm± <small>土壌雨量指数基準138</small> " 鶴ヶ島市で1時間に60mm± <small>土壌雨量指数基準なし</small>
	洪 水	区域内の市町村で一定基準に到達することが予想される場合 雨量については大雨警報基準と同様 流域雨量指数基準 入間市 霞川流域18あるいは入間川流域24 日高市 小畔川流域11あるいは高麗川流域19 飯能市 入間川流域26あるいは高麗川流域17あるいは成木川流域15 坂戸市 小畔川流域9 毛呂山町 高麗川流域16 鶴ヶ島市 小畔川流域13 越生町 越辺川流域18
	大 雪	24時間の降雪の深さ 30cm 以上
注 意 報 の 基 準 値	強 風	平均風速 11m/s 以上(秩父地方は 10m/s)
	風 雪	平均風速 11m/s 以上(秩父地方は 10m/s)で雪を伴う
	大 雨	区域内の市町村で一定基準に到達することが予想される場合 雨量基準はすべて1時間に30mmあるいは3時間で50mm 土壌雨量指数基準 入間市 土壌雨量指数基準97 飯能市 土壌雨量指数基準87 坂戸市 土壌雨量指数基準85 鶴ヶ島市 土壌雨量指数基準118 日高市 土壌雨量指数基準93 毛呂山町 土壌雨量指数基準85 越生町 土壌雨量指数基準89
	洪 水	区域内の市町村で一定基準に到達することが予想される場合 雨量基準はすべて1時間に30mmかつ総雨量60mmあるいは3時間で50mmかつ総雨量60mm 流域雨量指数基準 入間市 霞川流域6あるいは入間川流域10 日高市 小畔川流域4あるいは高麗川流域7 飯能市 入間川流域8あるいは高麗川流域5あるいは成木川流域4 坂戸市 小畔川流域5 毛呂山町 高麗川流域7 鶴ヶ島市 小畔川流域5 越生町 越辺川流域6
	大 雪	24時間の降雪の深さ 10cm 以上
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	乾 燥	最小湿度 25%以下で実効湿度 55%以下の場合
	濃 霧	視程 100m 以下
	霜	早霜、晩霜期に最低気温4℃以下となり、農作物に著しい被害が予想される場合
	低 温	夏期:低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期:最低気温-6℃以下
	着 雪	着雪により被害が予想される場合
	着 氷	着氷により被害が予想される場合
記録的短時間大雨情報〔1時間雨量〕 1時間あたり100mm以上		

〈参考〉

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生 の 危 機 性 を 示 す 指 標 で 土 壌 中 に 貯 ま っ て い る 雨 水 の 量 を 示 す 指 数 。 解 析 雨 量 、 降 水 短 時 間 予 報 を も と に 、 5 k m 四 方 の 領 域 ぐ と に 算 出 す る 。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生 の 危 険 性 を 示 す 指 標 で 、 対 象 と な る 地 域 ・ 時 刻 に 存 在 す る 流 域 の 雨 水 の 量 を 示 す 指 数 。 解 析 雨 量 、 降 水 短 時 間 予 報 を も と に 、 5 k m 四 方 の 領 域 ぐ と に 算 出 す る 。

(1) 水防法等及び気象業務法に基づく洪水予報

ア 国が管理する河川の洪水予報

洪水予報は、雨量及び水位等の成果及び予測から区間を定め水位等を示し、洪水によって大きな損害が生ずるおそれのある場合に河川の洪水予報を発表し、防災関係団体の水防活動に情報を提供し水防活動が迅速かつ適期に行われるよう発表されます。

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項により、国土交通大臣及び気象庁長官が共同して行う洪水予報河川を、次のとおりである。

利根川、小山川、渡良瀬川、烏川、神流川、中川、綾瀬川、江戸川、荒川、入間川、越辺川、都幾川、高麗川、小畔川

イ 県知事が管理する河川の洪水予報

水防法第11条及び気象業務法第14条の2第3項により、県知事及び気象庁長官が共同して行う洪水予報河川は、次のとおりである。

新河岸川

(2) 水防法に基づく水位情報周知

水位情報周知は、洪水予報河川以外の河川で、住民の避難及び準備に資する洪水情報を提供するもので、市町村長が行う避難勧告及び避難指示等の目安となります。

ア 国が管理する河川の水位情報周知

水防法第13条により、国土交通大臣が行う水位情報周知は、県内では該当がない。

イ 県知事が管理する河川の水位情報周知

水防法第13条第2項により、県知事が行う、水位情報周知河川は次のとおりである。

小山川、福川、中川、綾瀬川、元荒川、市野川、入間川、鴨川、芝川、新芝川、柳瀬川

(3) 水防法に基づく水防警報

水防警報は、洪水予報が行われるときはその予報に基づき、予報が行われぬか又は予報を待つ暇がないときは、自らの判断により、水防を行う必要がある旨を警告して行うもので、水防管理団体の水防活動に指針を与えるものである。

ア 国が管理する河川の水防警報

水防法第16条により、国土交通大臣が行う水防警報河川は、次のとおりである。

利根川、烏川、神流川、小山川、渡良瀬川、江戸川、中川、綾瀬川、荒川、入間川、越辺川、高麗川、都幾川、小畔川

イ 県知事が管理する河川の水防警報

水防法第16条第3項により、県知事が行う水防警報河川は、次のとおりである。

小山川、福川、中川、綾瀬川、元荒川、市野川、入間川、鴨川、芝川、新芝川、新河岸川、柳瀬川

(4) その他の発表基準等

ア 消防法に基づく火災気象通報

熊谷地方気象台長が埼玉県知事に通報するもので、通報基準は当日の気象状態が次のいずれか一つの条件を満たしたときに通報される。

- ① 最小湿度が25%以下で実効湿度が55%以下になると予想される場合
- ② 平均風速が11m/s以上、ただし、降雨・降雪中は除く
- ③ 最小湿度が30%以下で実効湿度が60%以下となり、平均風速が10m/s以上になると予想される場合

イ 消防法に定める火災警報

市長が気象官署からの火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認める時発表するもので、発令及び解除は次の基準による。

① 火災警報の発令基準

- (ア) 最小湿度が25%以下、実効湿度が55%以下となる見込みのとき。
- (イ) 最小湿度が30%以下、実効湿度が60%以下で平均風速が10m/s以上となる見込みのとき。
- (ウ) 最大風速が10m/s以上となる見込みのとき。

② 火災警報の解除基準

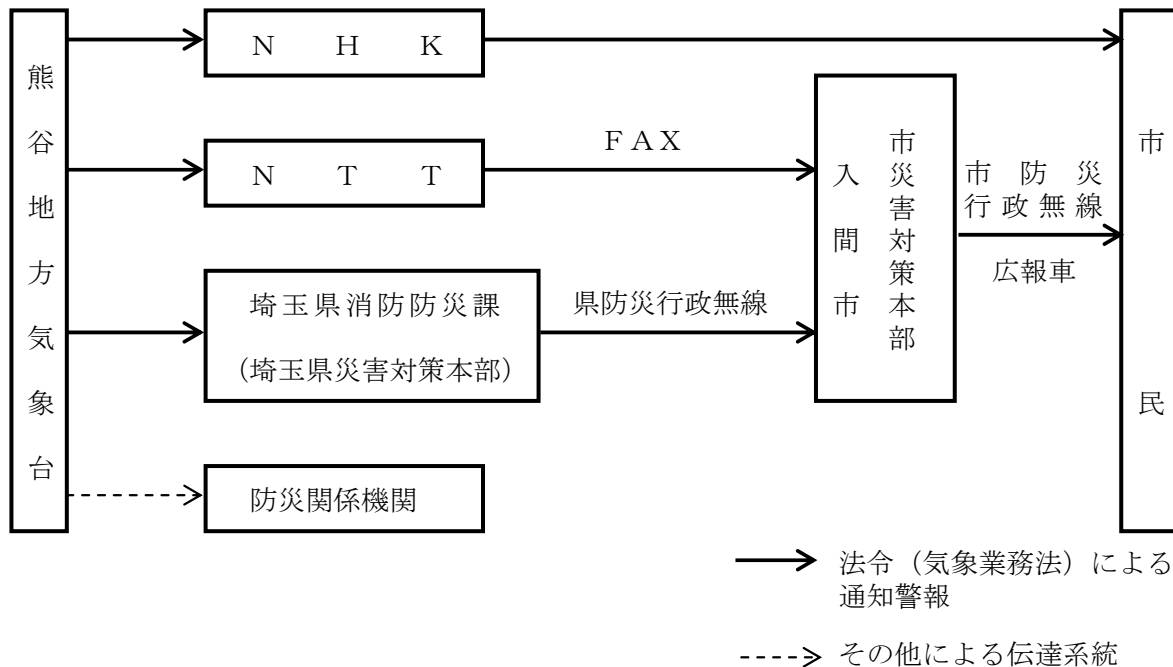
- (ア) 県知事から火災気象通報解除の通報を受けたとき。

(イ) その他火災予防上危険が認められない気象状況になったとき。

2 気象注意報・警報等の伝達

気象情報の主たる流れは、次のとおりである。

□ 伝達系統図



3 異常な現象発見時の通報

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第54条に基づき、災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者の通報は次の要領による。

(1) 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

(2) 市長の通報及びその方法

前項の通報を受けた市長は、埼玉県地域防災計画の定めるところにより気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

第3 初動期の情報収集

（第2編震災対策計画 第3章 第3節 第3を準用 P. 150）

第4 被害情報等の収集・伝達

（第2編震災対策計画 第3章 第3節 第4、第5を準用 P. 151～155）

第5節 水防計画

台風及び集中豪雨等により堤防の決壊等のおそれがある場合、危険箇所の監視及び警戒を厳重にし、可能な限り防ぎよに努めるとともに、関係機関及び市民に的確な情報を提供し、もって市民の生命、身体及び財産の保護を図るものとする。

第1 河川等の監視、警戒〔消防本部、建設部〕

1 常時監視

消防本部及び建設部は、随時市内河川の堤防、河川敷等の現況を巡視し、水防上危険であると認める箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

2 非常警戒

監視中、異常を発見した場合は警戒を厳重にし、直ちに当該河川の管理者及び飯能県土整備事務所に報告するとともに水防作業を開始する。

3 警察官への協力要請

市長は、水防のため必要があると認めるときは、狭山警察署長に対して、警察官の出動を求める。

第2 河川統括責任者等の招集〔市民部〕

風水害時における指揮系統を強化するため、河川別に河川統括責任者及び副統括責任者を配置し、迅速な水防活動を実施するものである。

1 河川統括責任者等の招集、配置命令等

河川統括責任者及び河川副統括責任者は、事前調整会議の指示により担当箇所に駆けつけ、現場の指揮・統制を行う。

ただし、指示がない場合においても、消防本部等に情報を確認し、自主的判断により担当箇所に駆けつけなければならない。

2 具体的役割

- (1) 災害現場の指揮・統制
- (2) 関係機関との連絡統制
- (3) 消防本部との協議
- (4) 指揮所の設置
- (5) 警戒本部への報告・協議

水 害 時 対 応 職 員 配 置 表

対象区域 (河川区分)		対象地区 (防災員・調査員)
第一系統	入間川流域	①飯能市境～新豊水橋 防災員＝西武1区・2区・3区・4区・5区・9区 調査員＝西武地区担当者
		②新豊水橋～豊水橋下流 (秋津川含む) 防災員＝東金子7区・豊岡4区西・春日町 調査員＝東金子地区・豊岡地区担当者
	霞川流域	①青梅市境～八瀬橋 防災員＝木蓮寺・南峯・寺竹 調査員＝金子地区担当者
		②八瀬橋下流～大橋 防災員＝西三ツ木・上谷ヶ貫・下谷ヶ貫 調査員＝金子地区担当者
		③大橋下流～第二霞橋 防災員＝根岸・東金子12区上・花ノ木・中神 調査員＝金子地区・東金子地区担当者
		④第二霞橋下流～霞川橋 防災員＝東金子1区・2区・3区・12区下・13区 調査員＝東金子地区担当者
第二系統	⑤霞川橋下流～高倉橋 防災員＝扇町屋1区・南7区・霞川団地 調査員＝豊岡地区担当者	
	⑥高倉橋下流～入間川合流地点 防災員＝豊岡3区・高倉東・豊岡団地・南6区 北6区・鍵山1丁目・入間ビレッジ 調査員＝豊岡地区担当者	
	第三系統	①瑞穂町境～宮寺清掃センター (みそぎ川含む) 防災員＝二本木3区・北中野・坊・大森 調査員＝二本木・宮寺地区担当者
②宮寺清掃センター～藤沢橋 防災員＝藤沢1区・3区 調査員＝藤沢地区担当者		
③藤沢橋下流～不老橋 防災員＝藤沢4区・5区・6区 調査員＝藤沢地区担当者		
④不老橋下流～狭山市境 防災員＝藤沢7区・8区 調査員＝藤沢地区担当者		
林川		①林川流域 防災員＝藤沢12区・15区・16区 調査員＝藤沢地区担当者

第3 水防活動〔建設部、消防本部、各部〕

1 水防活動

(1) 水防活動の内容

水防活動の内容は、概ね次のとおりである。

- ア 監視・警戒
- イ 関係機関への通知
- ウ 警戒区域の設定
- エ 水防作業への協力要請
- オ 避難誘導
- カ 資機材の調達
- キ 水防作業実施

(2) 警戒区域の設定

水防作業のため必要がある場合、消防署員、消防団員及び統括責任者等は、警戒区域を設定し、一般住民の立ち入りを禁止、もしくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。（災害対策基本法第63条）

『資料25 土のう保管状況一覧』参照

第4 初期活動要員の要請〔各部〕

統括責任者は、災害が発生し、防止作業が必要と判断した場合は、活動要員を要請するものとする。

- 1 活動要員の招集は、各部長が行い（1班5人程度を目安）、防災防犯課長が現場ごとの配置を計画する。
- 2 活動要員に対する現場の指揮は、河川統括責任者とする。
- 3 活動要員の具体的役割
 - (1) 現場での災害防除活動
 - (2) 避難準備情報の伝達、避難勧告・指示及び避難誘導
 - (3) 土のうの作成及び搬送
 - (4) その他、統括責任者の命令によるもの
- 4 初期活動要員の任命

初期活動要員は、災害時速やかに活動ができるように毎年4月に各部ごとに任命しておく。

第5 決壊時の処置〔建設部、消防本部、各部〕

1 通報

堤防等が破堤し、又はこれに準ずる事態が生じた場合、市長は、直ちにその旨を飯能県土整備事務所及び氾濫の予想される方向の隣接市長に連絡するものとする。

なお、決壊後といえども、市長、消防長及び消防団長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

2 警察署への出動要請

堤防等が破堤し、又はこれに準ずべき事態が予想されるときは、市長は狭山警察署長に対して警察官の出動を要請する。

3 居住者等の水防義務

市長は、水防のため必要があるときはその区域内に居住する者、又は現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

4 避難のための立ち退き

(1) 避難の指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められたときは、市長及びその命を受けた職員は、必要と認める区域の居住者に、信号その他の方法により立ち退き又はその準備を指示する。この場合、延滞なく埼玉県知事及び狭山警察署長にその旨を通知するものとする。

第6 応援要請〔市民部、消防本部〕

1 他市町村等への応援要請

水防のため緊急の必要があるときは、市長は他市町長に対して応援を求めるものとする。

2 自衛隊に対する出動要請

(第2編震災対策計画 第3章 第2節を準用 P. 143)

第6節 救急救助・医療救護

(第2編震災対策計画 第3章 第6節を準用 P. 165)

第7節 避難活動〔各部〕

(第2編震災対策計画 第3章 第7節を準用 P. 168)

ただし、避難勧告等の基準及び伝達方法については次のとおりとする。

市長は、次の基準により避難の勧告・指示を発令し、避難対象地域の市民及び滞在者等に伝達する。

なお、必要に応じて避難準備の勧告を実施する。また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

種 別	基 準	伝 達 内 容	伝 達 方 法
避難準備 勧告	下記災害のおそれがあり、事態の推移によっては、避難の勧告、指示等を実施する必要が予想されるとき	①勧告者 ②避難準備すべき理由 ③危険地域 ④携帯品その他の注意 ⑤避難場所名	防災行政無線 広報車 サイレン 警鐘 標識等 口頭伝達
避難勧告	①河川が増水し、堤防を越水するおそれがあるとき ②堤防に亀裂、漏水等が生じ決壊のおそれがあるとき ③河川の上流地域が水害を受け下流の地域に危険があるとき ④崖崩れ等による発災が予想されるとき ⑤土砂災害警戒情報や補足情報、前兆現象や災害発生状況などを総合的に判断して発令する ⑥その他災害の状況により、市長が必要と認めるとき	①勧告者 ②避難準備すべき理由 ③危険地域 ④携帯品その他の注意 ⑤避難場所名 ⑥避難方法等	CATV エフエムラジオ 戸別確認 市ホームページ等
避難指示	上記条件がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は現場に残留者がある場合	避難勧告に同じ	

第8節 緊急輸送

(第2編震災対策計画 第3章 第8節を準用 P. 173)

第9節 警備交通対策

(第2編震災対策計画 第3章 第10節を準用 P. 177)

第10節 食糧・生活必需品及び飲料水の供給

(第2編震災対策計画 第3章 第11節を準用 P. 179)

第11節 災害時要援護者等の安全確保対策

(第2編震災対策計画 第3章 第13節を準用 P. 186)

第12節 清 掃 対 策

(第2編震災対策計画 第3章 第14節を準用 P. 189)

第13節 防疫及び保健衛生

(第2編震災対策計画 第3章 第15節を準用 P. 194)

第14節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬

(第2編震災対策計画 第3章 第16節を準用 P. 196)

第15節 公共施設等の応急対策

(第2編震災対策計画 第3章 第17節を準用 P. 200)

第16節 文教・福祉対策

(第2編震災対策計画 第3章 第18節を準用 P. 211)

第17節 住宅応急復旧

(第2編震災対策計画 第3章 第19節を準用 P. 216)

第18節 広報広聴対策

(第2編震災対策計画 第3章 第20節を準用 P. 219)

第 4 章 災害復旧計画

第 1 節 施設の復旧対策

(第 2 編震災対策計画 第 4 章 第 1 節を準用 P. 228)

第 2 節 民生安定化措置

(第 2 編震災対策計画 第 4 章 第 2 節を準用 P. 232)

第 3 節 激甚災害の指定

(第 2 編震災対策計画 第 4 章 第 3 節を準用 P. 243)

第 5 章 大規模事故対策計画

第 1 節 高速道路、鉄道、航空機における大規模事故対策計画

1 計画の目的

本計画は、高速道路、鉄道、航空機における大規模事故（以下「大規模事故等」という。）が発生した際、市民への被害拡大の防止、被害の最小限化を図るため策定した。

第 1 災害対策本部設置

1 設 置

市は、高速道路等で発生した事故で多数の被害が発生した場合やこれら大規模事故等による被害拡大の恐れがある場合、鉄道事故が発生し多数の被害が発生した場合、航空機事故で航空自衛隊所属飛行機、米軍所属飛行機、その他民間組織に所属する飛行機及び個人所有飛行機が市域に墜落し、市域に相当な被害が発生した場合に、被害の拡大を防止し、被害を最小限に抑えるために災害対策本部を設置する。

2 閉 鎖

市は、応急対策が概ね完了したと認めた場合に、災害対策本部を閉鎖する。

3 設置又は閉鎖の通知

災害対策本部を設置又は閉鎖した場合には、直ちに事故発生の当該地区現場本部に設置又は閉鎖の指示を行う。

また、広報活動を展開するため、企画部広報班に情報提供する。

4 広報・連絡手段

一般回線電話は、輻輳により使用が非常に困難となるため、広報・連絡手段においては極力使用しない。

(1) 市庁舎

市役所内部の広報・連絡手段は、庁内放送及び伝令をもって行う。

ただし、災害対策本部と現場本部間、現場派遣職員間との広報・連絡手段は、防災行政無線（移動系）や災害指定電話をもって行う。

(2) 関係機関等

市役所と関係機関等との広報・連絡手段は、災害時優先電話をもって行う。

この手段は、市役所から関係機関等に連絡するには有効であるが、関係機関等から市役所への連絡には該当しない。このため、関係機関等からは市民部防災防犯課所有の災害時優先携帯電話等への連絡を促す。

(3) 市 民

市民への広報・連絡手段は、防災行政無線（固定系）、市ホームページ及び広報車をもって行う。また、災害対策本部は多数の市民からの問い合わせに対応するため、複数の臨時電話を設置して対応する。

第2 災害対策本部の体制

1 体 制

事故後の災害対策本部は非常体制第2配備とし、以後被害の状況を考慮し、適切な災害対策本部の体制を敷く。

2 主な分掌事務は次のとおりとする。

- ア 職員動員配備体制に関すること
- イ 各部課間の調整事項の指示に関すること
- ウ 相互応援協定市等への応援要請に関すること
- エ 警戒区域の設定に関すること
- オ 避難準備情報、避難勧告、避難指示に関すること
- カ 関係機関等との連絡調整に関すること（企画部）
- キ 情報収集、分析に関すること（市民部総括班、本部情報担当官、地区情報員）
- ク 現場本部の活動統制に関すること（市民部総括班）
- ケ 指定避難所の開設・閉鎖に関すること（地区防災員、避難所対応員）
- コ 遺体安置所の開設・閉鎖に関すること（市民部、福祉部）
- サ 災害対策本部の事務局に関すること（市民部総括班）
- シ 現場付近の交通規制に関すること（市民部）
- ス 被災者のためのり災住宅に関すること（福祉部）
- セ 被災者のための食糧、生活必需品に関すること（総務部）
- ソ 被災者のための保健対策に関すること（福祉部）
- タ 市民への広報活動に関すること（企画部広報班）
- チ マスコミの対応に関すること（企画部広報班）
- ツ 被災現場の消火等に関すること（消防署）
- テ 負傷者の救出、救護、搬送に関すること（消防署）
- ト その他必要と認められる事項に関すること（各部）